令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更しました**ので、ご注意下さい。

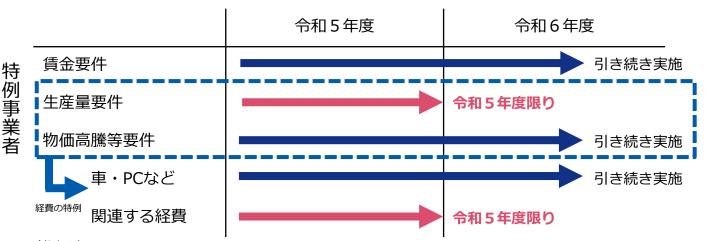
変更点

	1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」 が終了(賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続)	
	2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了(車・PCなどの導入は引き続き実施)	
	3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで*	
	4.賃金引上げ方法	事業場内最低賃金の引上げは1回のみ(複数回の引上げは助成対 象外)	
	5. 申請期限	令和6年12月27日まで	
	6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで	

[%] 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

▶ 令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。



(参考①)

令和6年度の特例事業者は、以下の①~②のいずれかの要件に当てはまる中小企業事業者となります。

(① 賃金要件	金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者					
(原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。					



また、変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事	特例事業者	
		業者	①賃金要件	②物価高騰 等要件
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	0	0
助成対象経費 関係	生産性向上に資する設備投資等	0	0	0
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	×	0

賃金引上げに関する注意点

「4.賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対 象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例) 地域別最低賃金が 896円、事業場内最低賃金 925円 の事業場が4月15日に申請する場合

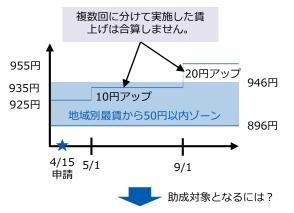
5月1日に925円から935円に引上げ、9月1日に935円から955円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

5月1日に925円から950円に引上げ、9月1日に950円から985円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。



対象外

5月1日と9月1日もともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。



対象外

5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。

一度目の賃上げは要件を満たさないため対象外。 また、その際に地域別最賃から50円を超えたため、 後の賃上げが要件を満たすものでも対象外。



対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、9月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

対象

5月1日に30円以上引き上げていただくと 助成対象となります。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金

検 索



交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です 住所:〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階